

西部緑地公園再整備に向けた調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

今回の調査は、西部緑地公園に位置する産業展示館及び県立野球場の建替えとそれに伴う園内施設の再配置に向けて、今後の本格的な検討の準備段階として、現状の調査、課題の整理、再整備に向けた基本事項の整理を行うものである。

2. 委託業務の概要

(1) 件名

西部緑地公園再整備に向けた調査業務委託

(2) 業務内容

「西部緑地公園再整備に向けた調査業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

(4) 予算上限額

10,000,000円以内(消費税及び地方消費税含む)

3. 参加資格

次の(1)から(6)に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 自治体の地域開発調査や都市・交通計画の策定、これに類する計画等の策定に参画した実績があること。
- (2) 石川県が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等の業務の一般競争入札並びに指名競争入札に参加する資格を得ようとする者に必要な資格等(平成8年石川県告示第354号)に基づき、契約の日までに入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (4) 都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう)と認められる者でないこと。

4. スケジュール

(1) 公示	令和3年12月10日(金)
(2) 「質問票」の提出期限 ※質問がある者のみ	12月17日(金)
(3) 「企画提案書」等の提出期限	12月24日(金)
(4) 選定結果の通知・公表	令和4年1月
(5) 契約の締結	1月

5. 「質問票」の提出、回答方法

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和3年12月17日(金) 午後5時必着

(2) 提出方法

- ・「質問票【様式1】」をFAX又は電子メールにより提出し、送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
- ・件名は、「西部緑地公園再整備に向けた調査業務委託募集に関する質問」とすること。

(3) 提出先

石川県企画振興部企画課西部緑地公園再整備PT事務局 宛
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL: (076)225-1317 / FAX: (076)225-1315
Mail: kikakuka@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

- ・回答は、電子メールにより質問者に通知する。
- ・実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者名を公表しないかたちで、随時、石川県のホームページ（公募情報の掲載ページ）にて閲覧に供する。

(5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問や電話での質問は受け付けない。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年12月24日(金) 午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

	提出書類	提出部数	様式の有無	備考
1	応募申請書	1	有 (様式 2)	
2	企画提案書 ・ 正本 1 部 ・ 副本 9 部	10	無	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4 又は A3 横、横書き、左綴じとし、表紙に「西部緑地公園再整備に向けた調査業務委託提案書」と記載すること。 ・ 正本は、余白に会社名を表示し、副本には、企画提案書内に会社名は表示しないこと。
3	類似業務受注実績の証明	1	有 (様式 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 5 年間程度における類似業務受注実績 ・ 実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を添付すること。
4	法人の概要	1	無	パンフレット等でも可
5	法人登記簿謄本	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履歴事項全部証明書 ・ 提出日において、発行から 3 ヶ月以内のものを提出すること。
6	定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの	1	—	写しを添付すること。
7	石川県が発行する納税証明書	1	—	石川県税の納税義務を有する者のみ提出すること。
8	貸借対照表 損益計算書	1	任意	それぞれ直近 3 年分
9	見積書	1	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宛先は「石川県知事 谷本正憲」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の作業時間、単価が判断できるもの) ・ 見積金額が 2(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。

(3) 企画提案書の内容

企画提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。

- ・業務実施体制（担当者の役割（管理者・主担当者・補助等））
- ・主担当者の類似業務実績（業務内容等を具体的に）
- ・調査計画（調査内容、スケジュール等）
- ・その他、この調査の効果を高める自由提案に基づく調査 など

(4) 提出方法

上記5(3)の宛先に、提出書類一式を提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1法人・1案とする。
- ・一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

7. 審査方法

- ・「西部緑地公園再整備に向けた調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）」を設置し、「3. 参加資格」を満たすと認めた者について、提出された企画提案書等の内容を基に書面審査し、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- ・必要に応じて、追加の書類提出や聞き取り等による内容確認を行う場合がある。
- ・応募者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうか判断する。
- ・審査及びその内容は非公開とする。

<審査項目>

- ①業務遂行能力： 豊富な類似業務の実績を有しているか
十分な体制で業務に取り組むことができるか
- ②企画提案力： 実現可能な内容になっているか
論理的に、妥当な方法等で期待する成果に導くことができるか
- ③費用： 積算が妥当で、それに見合う効果が得られるか

8. 選定結果の通知

選定結果については、採否に関わらず、企画提案書を提出した者全てに対して文書で通知する。審査結果について、異議の申し立ては認めないものとする。

9. 契約の締結

- (1) 県は、審査会で選定した者（以下「候補者」という。）と別途協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約により契約を締結する。
- (2) 業務委託仕様書については、候補者の決定後、県と候補者との間の協議により確定するものとし、内容が一部変更となる場合がある。

(3) 契約時期は、令和4年1月を予定している。

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、本委託以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業等に必要範囲において複製することがある
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中に、県から委託業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。
- (8) 採択された企画提案書の著作権は、石川県に帰属する。
- (9) 選定結果として、企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。
- (10) 県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (11) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。